

事務総局会議（第17回）議事録

日時	令和5年6月6日（火）午前10時00分～午前10時45分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 下級裁判所の組織・機構の見直しの検討について 後藤審議官が、これまでの相似形組織を見直し、各庁にとって最適で、職員が本来取り組むべき中核的事務に注力できる組織態勢を構築するため、令和6年度以降、組織・機構の見直しを行う方向で検討している旨説明。</p> <p>2 労働審判員研究会の開催について 門田行政局長説明（資料）</p>
結果	◎了承 1、2
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料
(6月6日開催)

(令和5. 6. 6 行二印)

労働審判員研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として9月から12月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研究事項 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する労働審判員

事務総局会議（第18回）議事録	
日時	令和5年6月13日（火）午前10時00分～午前10時40分
場所等	ウェブ会議
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、松川経理局総務課長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律の成立について 門田民事局長説明</p> <p>2 管財人等協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第1）</p> <p>3 令和5年度簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>4 令和5年度検察審査会事務局長研究会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第3）</p> <p>5 令和5年度家事事件担当裁判官協議会の開催について 馬渡家庭局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1</p> <p>◎ 了承 2、3、4、5</p>
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第1
(6月13日開催)

(令和5. 6. 13 民三印)

管財人等協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 令和5年9月から令和6年3月までの間の1日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 倒産事件の管財事務等の処理に關し考慮すべき事項
- 5 協議員 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員、管財人及び個人再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者
各地方裁判所の定める人数
- 6 参列員 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数

簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について

1 主 催 次による共催

- (1) 大阪、高松各高等裁判所
- (2) 名古屋、仙台各高等裁判所
- (3) 福岡、広島各高等裁判所
- (4) 東京、札幌各高等裁判所

2 期 日 令和5年10月から12月中の半日

3 場 所 等 1の(1)については、大阪高等裁判所

1の(2)については、名古屋高等裁判所

1の(3)については、福岡高等裁判所

1の(4)については、東京高等裁判所

ただし、ウェブ会議等を用いて出席者が所在する裁判所と高等裁判所を接続する方法により参加することも差し支えない。

4 協議事項 (1) 勾留・保釈の運用に関し考慮すべき事項

(2) 簡裁刑事手続の適正確保等に関し考慮すべき事項

(3) 刑事事件処理における地裁、事務局等との連携・相談に関し考慮すべき事項

5 司 会 開催地の地方裁判所の刑事事件担当の部総括裁判官 1人

6 協 議 員 (1) 次のアないしウの刑事事件担当の簡易裁判所判事

ア 大阪、名古屋、福岡、東京の各地方裁判所管内 5人（うち3人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）

イ 横浜、さいたま、千葉、神戸、札幌の各地方裁判所管内 3人（うち2人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）

ウ 上記以外の各地方裁判所管内 2人（うち1人は、原則として本庁併置簡裁の裁判官とする。）

ただし、簡易裁判所判事の人数が10人未満の地方裁判所管

内については、1人も可とする。

(2) 各高等裁判所所在地の地方裁判所の刑事事件担当の裁判官（部
総括裁判官又はそれに準ずる裁判官） 1人

7 オブザーバー 開催地の地方裁判所の刑事事件担当の裁判官 1人

8 参考事項 上記6及び7に加え、各庁の実情に応じて協議員及びオブザーバー
を選定して差し支えない。ただし、オブザーバーについては、高等裁
判所所在地以外の地方裁判所の刑事事件担当の裁判官も可とする。

(6月13日開催)

(令和5. 6. 13 刑事局)

検察審査会事務局長研究会の開催について

1 主 催 次による共催

- (1) 東京、名古屋各高等裁判所
- (2) 大阪、札幌各高等裁判所
- (3) 広島、仙台各高等裁判所
- (4) 福岡、高松各高等裁判所

2 期 日 令和5年9月から11月中の1日

3 場 所 等 1の(1)については、東京高等裁判所

1の(2)については、大阪高等裁判所

1の(3)については、広島高等裁判所

1の(4)については、福岡高等裁判所

ただし、ウェブ会議等を用いて出席者が所在する裁判所と高等裁判所を接続する方法により参加することも差し支えない。

4 研究事項 (1) 事件の審査や審査会議運営のための補助事務に関し考慮すべき事項

(2) 検察審査会行政事務に関し考慮すべき事項

5 研究員 地方裁判所本庁所在地にある検察審査会（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検察審査会）の検察審査会事務局長とする。

事務総局会議資料第4
(6月13日開催)

(令和5. 6. 13家一印)

令和5年度家事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和5年9月12日（火）午後1時30分から午後4時30分まで
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法により、最高裁判所と各出席者の所属する裁判所の属する地にある裁判所を相互に接続して開催する。
- 4 協議事項 家事事件手続等のデジタル化に関する法改正を踏まえた審理運営について
 - (1) 令和4年改正法及び令和5年改正法に関して考慮すべき事項
 - (2) デジタル化を見据えた事務の合理化に関して検討すべき事項
 - (3) 人事訴訟の争点整理手続及び家事審判におけるウェブ会議等の活用に関して検討すべき事項
- 5 出席者 各家庭裁判所の家事事件を担当する裁判官 1名

事務総局会議（第19回）議事録

日時	令和5年6月27日（火）午前10時00分～午前10時15分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、戸苅家庭局第一課長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	刑事訴訟規則の一部を改正する規則について 吉崎刑事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長　板津正道	

事務総局会議資料
(6月27日開催)

刑事局

(令和5. 6. 27)

刑事訴訟規則の一部を改正する規則について

(配布資料目録)

- 1 刑事訴訟規則の一部を改正する規則案
- 2 刑事訴訟規則の一部を改正する規則制定理由
- 3 刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文

理 由

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、公訴時効の期間の證明に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

新

旧

（証明資料の差出・法第二百五十条）

（新設）

第一百六十五条の二 公訴を提起するについて、法第二百五十条第四項の規定により加算される、犯罪行為が終わつた時から被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならぬ。

らない。この場合には、次条ただし書の規定を準用する。